

改善計画認定申請書提出時の必要書類について

	必 要 書 類	部 数		法 人		個 人	
		原 本	写 し	創 業	異 業 種	創 業	異 業 種
1	改善計画認定申請書 (様式第2号、別添1、別添2)	1部	2部	*1	*1	*1	*1
2	事業計画の概要について	1部	2部	*1	*1	*1	*1
3	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) 発行日より3ヶ月以内のもの。	1部	-		*2		
4	定款(定款の一番最後に公証人の認証印のあるもの)	-	1部		*3		
5	税務署に届け出た個人事業の開廃業等届出書	-	1部				
6	住民票記載事項証明書 発行日より3ヶ月以内のもの。	1部	-				
7	会社案内パンフレット等 (HPの印刷したものでも可)	1部	-				
8	異業種進出を決めた取締役会、株主総会等の議事録	-	1部				
9	直近3期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書	-	1部				*4
10	許可証、免許証、登録証、届出書等 許可等を申請中の場合は、申請書類等、申請中であることがわかるもの	-	1部				
11	労働保険概算・確定保険料申告書事業主控又は労働保険関係成立届事業主控 労働者を1人以上雇用している場合	-	1部				
12	労働基準監督署に届け出た就業規則(監督署の受理印があるもの) 労働者を10人以上雇用している場合	-	1部				
13	登録原票記載事項証明書等の在留資格が分かるもの (外国人登録証の写しでも可) 代表者が日本国籍以外の場合	1部	-	*5	*5	*5	*5
14	新規事業に用いる事務所・店舗等の賃貸借契約書 同居の場合は、同居者との関係を説明する書類も必要	-	1部	*6	*6	*6	*6

上記以外にも、事業に関わる契約書等の書類が必要となる場合があります。
異業種進出もしくは個人創業の場合は着手日を確認できる書類が必要になります。
個人創業の場合は、上記のほか、開業前に自ら事業を行っていなかったことが分かる書類の提出が必要です。
【雇用保険被保険者離職票(写)もしくは源泉徴収票(写)等】

- *1 「改善計画認定申請書」及び「事業計画の概要について」は、東京労働局へ情報提供いたします。
- *2 異業種進出事業が目的欄に追加された後のものが必要です。
- *3 原始定款から変更が無ければ原始定款の写しを1部、変更している場合は、変更後の定款の最後の頁に会社名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印したものを1部提出してください。
- *4 個人事業主は、3期分の確定申告書(写)になります。
- *5 改善計画の認定可能な在留資格は「投資・経営」または「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「永住者」、「定住者」です。
- *6 「創業」の場合は本店又は事業所、「異業種」の場合は異業種進出に伴う新規事業所の契約書が必要です。